

III. 東アジア地域における投資規制の現状と知的財産保護

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 前副理事長 横尾 英博

アジアの主要都市でみられる日本のレストランとコンビニ。最近では、外食チェーンの店舗も珍しい光景ではなくなってきた。日本のコンビニ大手4社の海外店舗数もすでに国内のそれを超えているなど、サービス業の海外進出が活発化している。

これは、人口減と少子高齢化による国内市場の伸び悩みがある一方、中国、ASEANなどにおける所得水準の向上に伴う中間層の拡大、また消費の多様化などにより、これら諸国市場の拡大が期待され、この機会を積極的に取り込もうとする日本企業の動きともいえる。

しかし、現地に新しい産業をもたらし、雇用を創出するものとして歓迎される製造業と違って、サービス業の担い手は自国の中小企業、零細企業、家族経営などが多いことから、国内産業の保護という意味からも、各国ではサービス産業の外国資本に対しては、規制をかけているのが現状である。

本稿では東アジア地域（インドを含む）における各国のサービス業に関する外資規制を概観するとともに、外資規制以外にも参入障壁となる国内法や商習慣について紹介する。また、サービス産業分野における知的財産保護についても注意点を述べる。サービス業には卸・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信、電気・ガス・水道などの公共サービス業、医療・福祉、飲食・宿泊業などが挙げられるが、ここでは最近海外進出が著しい、いわゆる対人サービス業である小売、飲食、理美容、教育の4業種を取り上げる。

1. まずはサービス業の外資規制情報の把握を

別表（20、21ページ参照）は、上記4業種および資本金に関する規制ならびにフランチャイズ展開に関する外資規制について、アジア各国の現状を簡潔にまとめたものである[アジア NIES（香港、台湾、韓国、シンガポール）については外資規制が設けられていないため、掲げていない]。

小売業でみると、規模・投資額が大きければ外資の進出が認められるタイ、インドネシア、フィリピンなどと、認可があれば可能なベトナム、ミャンマーなどがある。マレーシア、インドについてはさまざまな条件がある。

外食については、中国、インドでは規制はなく、ミャンマーは認可が条件。ホテル内での営業しか認めていないのがフィリピン、ベトナムであるが、ベトナムは2015年から規制がなくなる見込みである。国内産業の保護という観点から、高級店以外への参入を100%禁止しているのがマレーシアで、50%未満の出資で参入が可能なのがタイ、そしてインドネシアの場合は、上から3ランクまでの外食店であれば51%の出資が可能となっており、それ以下は49%までしか認められていない。

理美容に関しては、中国、インドが規制なし、マレーシア、ミャンマーが認可制といえよう。まったく認められていないのがインドネシアである。50%まで出資は可能であるが、外国人の理髪師、理容師を認めていないのがタイである。教育については、各国の事情を反映し、規制はさまざまである。

こうした規制を前に、外資はどのように対応しているのであろうか。インドネシアでは、ハイパーマーケットとして仏系カルフールや韓国系ロッテマート、香港資本のジャイアントなどが目立つが、これらはインドネシア国内資本・外資ブランドという形を取った小売店である。また、ジャカルタではコンビニエンスストアやミニショップの開店が相次いでおり、日系主要ブランドの進出も見られるが、小型小売店での外資100%不可のインドネシアには、現地企業へのライセンス供与やフランチャイズという方法で進出している。

タイにおける外資系スーパーマーケットは、タイ側が過半数を占める出資比率でタイ企業として登録し、外国人事業法の適用を受けないような工夫をしているケースもある。外食産業でも外資に50%未満の出資しか認めていないタイでは、過半数を取れないと経営の主導権を握れないなどの欠点はあるものの、日本企業はタイ企業との合弁で進出している。近年はタイでの日本食ブームもあり、積極的に日本の合弁相手を探すタイの有力企業も増えているという。

小売業や飲食業の海外展開では、適正な合弁相手の選択が求められている。合弁相手との経営目標のすり合わせはもちろん、合弁相手となる現地企業は、現地政府との交渉・各種手続き、店舗不動産の発掘、原材料の調達などで強みを發揮するからである。

東アジア諸国の外資規制は、一部の国ではあいまいな部分もあり、また変更されることもある。海外進出の検討に当たっては、常に最新の規制情報を把握するとともに、その実際の運用についても、政府認可機関への確認、協議が必要である。

2. 実質的参入障壁にもなる国内法や商習慣

外資規制以外にも実質的に参入を阻む、あるいは困難にしかねない国内法、商習慣への注意も必要である。例えば、インドネシアで小売業の出店場所を許可するのは自治体であるが、ジャカルタ特別州内では、新規小売店の開設申請はほとんどが却下されるのが現状という。外食産業の場合は、その店舗が消防法、食品衛生法などの基準を満たす必要があるため、その認可を与えるのが各県ともほとんどが地方政府であることから、必ずしも全国同じ基準、同じ期間で許可が下りる保証はない。

各種許認可について、中国成都市に進出した日系小売業の例をみてみると、例えば食品については食品流通許可証を、酒類については酒類卸売許可証を、貴金属販売にはダイヤモンド取引所の会員資格が必要である。また、外資小売業はタバコの販売が禁止されている。許可が取れない部分、ノウハウが不足する部分はテナント店導入や外部委託で補完しているという。

商習慣の例として挙げられるのが、韓国の「権利金」である。これは韓国で新規物件以外の店舗を賃貸する場合に前賃借人に支払うお金で、法的義務はないが慣習化している。ソウル市内の繁華街では数千万円という高額になることもあり、進出計画そのもの

の見直しを迫られることもあるそうだ。

3. 商標権など知的財産保護対策も重要

製造業と違い、模造品が出回るということもないが、サービス産業においても知的財産保護の対策は重要である。進出予定先で、日本と同一の商標を展開するのか、あるいは現地の言語表記に基づく商標を展開するのかを選択する必要があろう。現地の言語表記を使用する場合は、その語感が現地で不快感を与えたり、宗教上のタブーに触れたりしないよう注意を払う必要がある。

日本と同じ商標を用いる場合は、進出を予定している国において、第三者に商標権を登録されてしまっている恐れもある。そのため、高額の和解金を請求されたり、別の商標で進出せざるを得ない、あるいは進出そのものを断念しなければならないという例がある。ある企業のケースでは、同社の商標が香港企業により中国で不正に先行登録されていたため、この登録の無効取消を求められた。少なくとも進出が決定した段階で、社名（ハウスマーク）や主力ブランドについては、商標登録が必須である。

必須ではないが、社名や主力ブランド名文字列を含むドメイン名についても、登録しておくことが望ましい。進出先で一定の知名度が出ると、その社名や主力ブランド名を含むドメイン名を登録した第三者から、ライセンスをもちかけられたり、ドメイン名オークションに出品されたりの事態が生じる恐れもあるからである。

4. 外資参入の成功、日本の先例

東アジアのサービス業については、まだまだ外資への参入規制が残っている。日系企業をはじめとする外資企業は、この規制を前提に、合弁あるいはフランチャイズなどにより進出を図っているのが現状である。

しかし、日本に進出した外資系の外食企業が、日本の外食産業に大きな影響を与えた事実を考えると、開放のメリットも見直されてよい。外資による新しいビジネスモデルの提供、日本企業による活発な参入、市場の拡大、消費者の選択の幅の拡大などは、東アジア諸国にとっても参考となるに違いない。すでに、インドなどは小売市場の開放により、経済の活性化を図ろうとしている。

ジェトロとしても、今後ともサービス業の海外進出を積極的に支援し、また、海外での知的財産権の保護についても強力に取り組んでいく考えである。

アジア8カ国・地域におけるサービス産業(小売・外食・理美容・教育・フランチャイズ関連)の参入規制一覧

		中国	タイ	インドネシア	フィリピン
小 売	出資規制	<ul style="list-style-type: none"> 外資は100%まで出資が可能 ただし、下記業種については、複数のサプライヤーから仕入れた異なるブランドの商品を販売するチェーン店で、なおかつ店舗数が30を超える場合は、外資は49%までの出資が可能 ①穀物の貢付 ②穀物 ③絲 ④植物油 ⑤食用砂糖 ⑥たばこ ⑦原油 ⑧農業 ⑨農業用フィルム ⑩化学肥料の卸売 ⑪小売および物流配送など 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億バーツ以上、または1店舗当たり資本金2,000万バーツ以上の場合は外資は100%まで出資が可能 ・資本金1億バーツ未満、または1店舗当たり資本金2,000万バーツ未満の場合は、外資50%未満の出資が可能 ・なお出資規制とは別に、バンコクでは2005年、出店場所を制限する都条例が制定された。出店に際してはあらかじめ確認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に外資出資は認められない。ただし、上場企業の買収または下記の条件を満たす場合は外資参入の可能性がある <ul style="list-style-type: none"> ①デパート：営業面積2,000m²以上 ②スーパーマーケット：営業面積1,200m²以上 ③ミニマーケット：営業面積400m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に外資出資は認められない。ただし、下記いずれかの条件を満たす場合は外資は100%まで出資が可能 ①払込資本金が250万ドル以上であること ②1店舗当たりの投資額が83万ドル以上であること ③高級品に限定した小売店で1店舗当たりの投資額が25万ドル以上であること
外 食	出資規制	<ul style="list-style-type: none"> ・規制は設けられていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資は50%未満の出資が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・レストラン/Talam食堂 (Talam Kencana, Talam Selaka, Talam Gangsa) ならば外資51%までの出資が可能 ・Talam以外のレストラン／食堂ならば外資49%までの出資が可能。ただし、零細中小企業・協同組合とのパートナーシップの場合は51%まで可能 ・食事サービス／ケータリングならば外資51%までの出資が可能 ・Talamに該当するか否かは投資調整室(BKPM)に要確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資出資は認められない。外食、レストランなどは小売業として外資規制を受ける ・ただし、ホテル内に立地する場合は外資によるレストランビジネスが許可される。払込資本金が250万ドル以上または100%外資のホテル内であれば外資は100%まで出資が可能
理 美 容	出資規制	<ul style="list-style-type: none"> ・「許可類」項目に属するが、規制は設けられていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資は50%未満の出資が可能。外国人が理髪師、理容師として就労することは禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資出資は認められない 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資は40%まで出資が可能。ただし、払込資本金20万ドル以上であれば外資は100%まで出資が可能
教 育	出資規制	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育機関などへの出資は禁止。高校教育機関および高等教育機関は合資、合作に限られている。現時点では外国人のために開設した専門教育機関以外、外資が関係する教育機関は「中外合作経営」（中外合弁、中外合作）という方法を基本的に採用している。投資者は教育機関であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資は50%未満の出資が可能。ただし、職業訓練センター、インターナショナルスクール、ホテル専門学校、海事訓練学校については、タイ投資委員会(BOI)の認可を得れば、外資は100%まで出資が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・民営コンピューター教育、民営語学教育、民営美容・人格教育、民営その他の教育・技術などの非公式教育では外資は49%まで出資が可能。幼児教育、初等・中等教育、高等教育は特別許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネガティブリスト上、学校教育機関については、外資は40%まで出資が可能。しかし、それは「学校」として教育省からの認可を受ける場合。たとえば、市中にある会話教室などは教育省の認可を取得した学校ではない。このような場合には、一般の国内市場向け事業としての外資規制の対象になるものと考える。その場合は、払込資本金20万ドル以上であれば外資は100%まで出資が可能
資 本 金 に 関 す る 規 制		<ul style="list-style-type: none"> ・登録資本金の25%以上、49%以下 ・一人有限责任会社（外商独資企業）の最低登録資本金は10万元とし、その他会社（中外合資企業、中外合作企業）の最低登録資本金は3万元 ・ただし、登録資本金は、経営規模・業務内容と釣り合うものにしなければならず、設立審査時に承認機関（商務部門）は当該会社の内容をチェックし、登録資本金に不足があると判断されれば、資本金の積み増しを求められる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制は設けられていないが、会社として駐在員の労働許可証取得のために払込資本金200万バーツが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低授権資本金額は5,000万ルピア ・最低引受資本金額は1,250万ルピア（授権資本金額の25%） ・最低払込資本金額は1,250万ルピア ・しかし、投資調整室(BKPM)は外国投資企業に対して投資総額100億ルピア以上、払込資本はその25%の25億ルピア以上というガイドラインを設けている 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低資本金5,000ペソ（通常の現法設立に必要）
フ ラ ン チ ャ イ ブ ル リ ン グ 展 開 に 関 す る 規 制		<ul style="list-style-type: none"> ・フランチャイザーは少なくとも2店舗以上の直営店を1年以上経営していることが要求される（海外直営店も含まれる）。フランチャイザーは商号、商標、経営モデルなどの経営資源をフランチャイジーに付与する権限を有すること、経営指導とトレーニングを提供する能力、物品供給を必要とする場合は商品の供給システムおよび関連サービスを提供できる能力を有することなどが要求されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制は設けられていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランチャイズ登録が必要。当該店舗における、原材料、事業設備、および物品の販売などにおいて、特定の場合を除き国内産品を80%以上の使用などが義務付けられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制は設けられていない

注1：マレーシア総人口の6割以上を占めるマレー系住民（ブミブトラ）の経済的地位を向上させるために経済、教育、就職面などで優遇するブミブトラ政策の一環

注2：WTO加盟時に約束されていない分野であっても、其を通投資法上、いずれの分野でもベトナム資本51%以上（外資49%未満）の企業はベトナム企業と同じ条件を適用されることになる。しかし、其を通投資法と矛盾する実態も見受けられる。

		マレーシア	ベトナム（注2）	ミャンマー	インド
出資規制	小売	<ul style="list-style-type: none"> ハイパーマーケット、スーパーストアは、ブミフトラ資本（注1）が少なくとも30%が必要。しかし、下記業種については外資出資は認められない ①スーパー・マーケット／ミニマーケット（3,000m²未満） ②食料品店／一般販売店 ③コンビニエンスストア ④新聞販売店 ⑤雑貨品の販売店 ⑥薬局（伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局） ⑦ガソリンスタンド ⑧常設の市場（ウェットマーケット）や歩道店舗 ⑨生地店 ⑩宝石店など 上記（ブミフトラ出資が義務付けられているハイパーマーケットなど、および外資の出資が禁じられているスーパー・マーケットなど）以外の流通取引業では外資は100%まで出資が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 取扱商品が現行規定に準拠していること（外資に販売権が付与されない品目がある）などの要件を満たせば、外資は100%まで出資が可能。 外資企業の2店舗以降出店の際には審査（エコノミックニーズテスト：ENT）を経て出店が許可される。審査の基準として規定されているのは、地域の小売業者数、市場の安定性、人口密度、都市計画との整合のみ。規制は曖昧であるが、外資に門戸が閉ざされているわけではない 	<ul style="list-style-type: none"> 細則に従い、一定の条件（「2015年以降」「投資額300万ドル以上」など）を満たせば、外国企業の小売業参入が可能になったものと理解される。ただし細則の複数の条項により、「小規模小売店（詳細不明）」「ミャンマー企業の既存店舗からの近接した場所」への参入が認められないことが明記されている。しかし、条項の内容は不明確であり、複数の条項に分かれているため、案件ごとに投資企業管理局（DICA）への確認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 複数ブランド商品を扱う外資は51%まで出資が可能。ただし、製品調達額の30%をインド国内の小規模産業から調達するなど、投資要件を満たすことが必要 単一ブランド商品を扱う外資は、外国投資促進局（FIPB）の個別認可取得を条件に外資100%まで出資が可能。ただし、単一ブランド商品を扱う外資が51%を超える出資を行う場合には、製品調達額の30%をインド国内から調達するなど、投資要件を満たすことが必要
		<ul style="list-style-type: none"> 国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）ガイドラインは高級店ではないレストラン、ピストロへの外資参入を禁じている。それ以外については、外資は100%まで出資が可能 高級店に該当するか否かは国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）に要確認 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食業はWTO加盟から8年間（2014年末まで）はホテルの投資と併せての投資であれば外資は100%まで出資が可能。つまり現時点ではホテルの投資を伴わない場合（ホテル外の場合）は規制が曖昧である。2015年以降に無条件による 	<ul style="list-style-type: none"> 外資は100%まで出資が可能となっているが、下記認可を得た上でのみ投資は可能 ①外国投資法（大規模投資）にのっとり申請する場合、ミャンマー投資委員会（MIC）の認可を得た上で投資可能 ②ミャンマー会社法（小規模投資）にのっとり申請する場合、投資企業管理局（DICA）の営業許可を受けた上で投資可能 	<ul style="list-style-type: none"> 規制は設けられていない
出資規制	理美容	<ul style="list-style-type: none"> 外資の参入については、所轄官庁である国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）に個別に確認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> WTO加盟時の約束に含まれていないため、規制は曖昧。外資に門戸が閉ざされているわけではない 	<ul style="list-style-type: none"> 外資は100%まで出資が可能となっているが、下記認可を得た上でのみ投資は可能 ①外国投資法（大規模投資）にのっとり申請する場合、ミャンマー投資委員会（MIC）の認可を得た上で投資可能 ②ミャンマー会社法（小規模投資）にのっとり申請する場合、投資企業管理局（DICA）の営業許可を受けた上で投資可能 	<ul style="list-style-type: none"> 規制は設けられていない
		<ul style="list-style-type: none"> 私立高等教育サービスでは、科学、技術、IT、医療、エンジニアリング分野は、少なくともマレーシア資本49%が必要。それらの分野以外の私立高等教育サービスでは、少なくともマレーシア資本51%が必要。ただし、2012年中に外資は100%まで出資が可能になる予定（現在、法改定待ち） ・インターナショナルスクールは外資は100%まで出資が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 一部（塾、専門学校）については、外資は100%まで出資が可能。ただし、教育分野については別途各種規制があるため関連機関への確認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 外資は100%まで出資が可能となっているが、下記認可を得た上でのみ投資は可能 ①外国投資法（大規模投資）にのっとり申請する場合、ミャンマー投資委員会（MIC）の認可を得た上で投資可能 ②ミャンマー会社法（小規模投資）にのっとり申請する場合、投資企業管理局（DICA）の営業許可を受けた上で投資可能 ・日本語学校を設立するためには、教育省、ヤンゴン市開発委員会（YCDC）、ヤンゴン地域政府の推薦状・許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 規制は設けられていない
出資規制	資本金に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> 学校の場合、通常10万リンギの最低払込資本金が求められるが、駐在員のビザ発給を受けるためには、最低50万リンギ（100%外資／重要資本ストが外国人の場合）の資本金が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 最低払込資本規定は設けられていない 	<ul style="list-style-type: none"> 業種ごとの最低資本金・投資額をミャンマー投資委員会（MIC）が、政府の承認を得て、決定 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法に基づき、企業形態ごとに最低資本金が設定されている。非公開会社の場合は10万ルピー、公開会社の場合は50万ルピーが最低資本金として必要。また、証券取引所に上場する場合は資本金額が3,000万ルピー（ボンベイ証券取引所の場合は1億ルピー）以上で、かつそのうち25%以上が公募されることが必要
		<ul style="list-style-type: none"> ・ フランチャイズ登録局（ROF）に登録必要 ・ 海外フランチャイザーとしてマレーシア内のフランチャイジーと契約する際もROFに登録必要（フランチャイズ法が適用）。フランチャイズ法に基づいたライセンス契約を行う必要（5年以上の契約期間など） 	<ul style="list-style-type: none"> 現地外資企業および外国所在企業は、1年間の営業期間を経過すれば、商工省にフランチャイズの権利登録をした上で、ベトナム国内の企業や個人とフランチャイズ契約を結ぶことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国企業はフランチャイザーとしてのみ認められる 	<ul style="list-style-type: none"> 規制は設けられていない

(資料： 各国の制度情報を基にジェトロ作成)